



# 札幌市の保育制度：利用申請に必要な書類と申請方法まとめ

## 一時保育（保育所等での一時的な預かり）

**必要書類:** 一時保育を利用する際は、以下の書類を提出・提示します。

- ・**一時保育利用申込書**：利用を希望する保育園・認定こども園等が用意する所定の申込用紙（用紙は各実施園で配布）<sup>1</sup>。
- ・**保育が必要な理由を証明する書類**：利用理由に応じて就労証明書（勤務先発行）や医師の診断書などを提示します<sup>2</sup> <sup>3</sup>。たとえば勤務が理由の場合は勤務先の**在職証明書**、保護者の病気の場合は**診断書**等です。保護者のリフレッシュ目的（私的）の場合、証明書類の提出は原則不要ですが、各園の指示に従います<sup>4</sup> <sup>5</sup>。
- ・**子どもの健康情報に関する書類**：多くの園で、事前面談時に**児童票**（子どもの基本情報シート）や**健康調査票**（健康状態・アレルギー等を記入する用紙）の提出が求められます<sup>6</sup>。これらの用紙も実施園が指定する様式で、面談までに記入します。
- ・**身分証・医療証等の写し**：申込時または面談時に子どもの健康保険証や札幌市子ども医療費受給者証のコピー提出、原本提示による確認があります<sup>3</sup>。また、保護者と子どもの写真（お迎えを委任する人がいる場合はその方の写真）を提出する園もあります。

**書類の入手方法:** 一時保育の申込書や児童票等は**各利用施設（園）**で配布されます<sup>1</sup>。一部の施設では、自園のホームページから申込書様式をPDFダウンロードできる場合もあります（例：病院併設の一時預かりで事前登録書をHP提供しているケース<sup>7</sup>）。就労証明書が必要な場合は勤務先に発行を依頼してください。医師の診断書が必要な場合は医療機関で書式を入手します。

**提出方法:** 直接施設へ申し込みます。利用希望の保育園等に電話連絡のうえ、申込書類を施設窓口へ提出します<sup>8</sup>。事前登録が必要な園もあるため、まずは各施設に問い合わせて手続きを開始してください<sup>5</sup>。申込書提出後、園で受け入れ可否の審査や事前面談の日程調整が行われます<sup>6</sup>。当日は必要書類を持参し30分程度の面談を経て利用日程を決定します<sup>9</sup>。申込から利用開始までは2～3週間程度の余裕を見てください<sup>1</sup>。

**PDF形式:** 札幌市公式サイトでは一時保育申込書の様式そのものは公開していません（一時保育の実施園一覧はPDFで提供<sup>10</sup>）。各園独自の書類については、その園の案内ページや窓口で入手します。一部施設はPDF様式をウェブ上で提供している場合があり、必要に応じてダウンロード可能です。例えば、市内の保育園によっては園のHP上で**一時保育事業利用申込書**をPDF公開しているケースがあります。

**オンライン申請:** 一時保育利用申込に関して**札幌市共通のオンライン申請システムはありません**。各施設へ直接申し込む方式のため、電話予約や窓口受付が基本です<sup>11</sup>。施設によっては独自にWebフォーム等で仮予約を受け付ける場合もありますが、最終的には紙の申込書提出と面談が必要です。

## 認可保育園への入園（通常の保育利用）

**必要書類:** 札幌市の認可保育所・認定こども園等（いわゆる認可保育園）を利用するための申請時には、以下の書類を準備します<sup>12</sup>。家庭状況によって追加提出書類があります<sup>13</sup>。

- **共通提出書類:**

- **給付認定等申請書（2号・3号認定用）:** 保育の必要性の認定申請と入所希望園の申込みを兼ねた申請書<sup>14</sup>。札幌市では教育・保育給付認定（2号または3号）の申請と保育園利用申込を1枚の申請書で行います<sup>15</sup>。

- **希望園確認票:** 年度途中（9月以降）に申請する場合のみ提出。翌年度4月からの希望園も合わせて記入する用紙<sup>16</sup>。4～8月に申請する場合は不要です。

- **保育が必要な理由ごとの書類（保育必要性の証明書類）:** 各家庭の状況に応じ、**保護者全員分**について以下の証明書類を提出します<sup>17</sup>。札幌市指定様式は市HPからダウンロード可能です。

- **就労（仕事）:** 勤務先に記入してもらう**就労証明書**<sup>17</sup>（札幌市指定様式）。会社に雇用されていない自営業等の場合は、開業届・営業許可書・確定申告書写し等、事業を行っていることが分かる書類のコピーを添付します<sup>18</sup>。育児休業中で復職予定の場合は就労証明書に加え、保護者本人が記載する**復職予定申立書**の提出が必要です<sup>19</sup>。

- **妊娠・出産:** 母子健康手帳のコピー（表紙および出産予定日がわかるページ）<sup>20</sup>を提出します。

- **疾病・障がい:** 保護者に障がいがある場合は障害者手帳のコピー（等級や判定期間がわかるページ）<sup>21</sup>を、病気療養の場合は医師の診断書（札幌市指定様式）を提出します<sup>22</sup>。

- **就学（学生）:** 在学中の場合、**在学証明書**（学校発行）と時間割やカリキュラムなど**通学時間が分かる資料**を提出します<sup>23</sup>。

- **親族の介護・看護:** 要介護の親族等を継続介護している場合、札幌市指定様式の**介護・看護申立書**と、介護対象者の状態が分かる書類（診断書等）を提出します<sup>24</sup>。

- **求職活動:** 現在職探し中の場合、札幌市指定様式の**求職活動申告書兼同意書**を提出します<sup>25</sup>（提出後、原則90日間有効）。

- **その他:** 上記「災害復旧」「虐待・DVのおそれ」「その他これらに準ずるやむを得ない事由」に該当する場合は、区役所窓口に相談のうえ指示された書類を提出します<sup>25</sup>。

- **マイナンバー関係書類:** 申請者（保護者）について以下の書類を用意します<sup>26</sup>。

- **マイナンバー記入・貼付用紙:** 本人と子どもの個人番号を記入・貼付する指定用紙<sup>27</sup>。札幌市の申請書ダウンロードサービスから様式を取得できます。

- **身元確認書類の写し（本人確認書類）:** 申請者について写真付き身分証明書1点（例：マイナンバーカード、運転免許証等）または写真無し証明書2点（健康保険証や公共料金領収書など）<sup>28</sup><sup>29</sup>を提出します。

- **番号確認書類の写し:** 個人番号カード（マイナンバーカード）裏面のコピー、またはマイナンバーの記載された住民票の写し等<sup>30</sup>。

- **その他該当者のみ提出する書類:**

- **転入予定者の証明書類:** 申請時点で札幌市外に住んでいる場合、札幌市指定様式の**転入に関する誓約書**<sup>31</sup>、現在お住まいの市区町村発行の**世帯全員の住民票**、および前年度分の**市町村民税課税証明書**（所得を確認する書類）<sup>32</sup>を添付します。これは利用者負担額（保育料）の算定や選考指標の算出に必要です。

**書類の入手方法:** 必要書類の様式一式は札幌市公式ウェブサイトからダウンロードできます。札幌市「申請書・届出書ダウンロードサービス」に各種様式（給付認定等申請書、就労証明書、申立書類など）がPDF形式で公開されています<sup>17</sup> <sup>25</sup>。窓口でも配布しており、各区役所の**保健センター（健康・子ども課 子ども家庭福祉係）**で受け取ることも可能です<sup>33</sup>。就労証明書は勤務先に記入を依頼する必要があるため、早めに勤務先へ発行を依頼してください<sup>34</sup>。そのほか在学証明書や所得証明書などは発行元（学校、市町村役場等）で取得します。

**提出方法:** 郵送または窓口で申請します。札幌市では現在、各区の保健センター担当係へ郵送での申込みが原則となっています<sup>35</sup>。書類一式を揃え、希望利用開始月の定められた締切日までに郵送提出してください。郵送の場合、担当係に書類が到着した日が受付日となります<sup>36</sup>。書類に不備があると受付保留となり、不備解消後が正式な受付日になるため注意が必要です<sup>37</sup>。忙しい場合でも窓口に行かず申請できるよう配慮されていますが、直接持参して提出することも可能です（各区の担当窓口は保健センター内にあります<sup>35</sup>）。なお、オンライン申請（後述）を利用した場合でも、就労証明書など原本提出が必要な書類は後日担当窓口へ提出する必要があります<sup>38</sup>。

**PDF提供:** 認可保育園入所に関する申請書類はすべてPDF形式で提供されています。例えば、給付認定等申請書や就労証明書、申立書類などは札幌市指定様式がPDFで入手可能です<sup>17</sup>。札幌市公式サイトの該当ページには各様式へのリンクがあり、クリックするとPDFファイルをダウンロードできます<sup>14</sup>。必要に応じて印刷し、手書きまたはパソコンで入力して利用します（電子記入する場合は要署名押印欄に留意）。また、マイナンバー記入用紙などもPDFで提供されており、自宅で印刷可能です<sup>27</sup>。**※開発者向け補足:** これらPDFは市公式サイト上で公開されているため、自動入力アプリ開発時には該当URLから最新様式を取得しフォームフィールドをマッピングできます。

**オンライン申請:** 札幌市では認可保育園等の利用申請についてマイナポータル（ぴったりサービス）からのオンライン申請に対応しています<sup>39</sup>。マイナンバーカードを用いてログイン・電子署名することで、給付認定申請情報をオンライン送信できます。ただし、オンラインで送信できるのは申請書の情報のみで、就労証明書等の証明書類は電子提出できません<sup>40</sup>。電子申請後、区役所担当者から連絡があり、不足書類の提出方法（郵送または窓口持参）が案内されます<sup>40</sup>。また、オンライン申請には有効なマイナンバーカードと対応スマートフォン等が必要で、電子署名を省略した場合は別途本人確認書類の提出が求められる場合があります<sup>41</sup>。マイナポータル経由の申請が難しい場合は、紙媒体での申請をご利用ください。現時点で札幌市独自のweb申込システムは無く、オンライン申請はマイナポータル（国の行政サービス）に限定されています<sup>42</sup>。

## 新しい保育制度等（「こども誰でも通園制度」、企業主導型保育、地域型保育など）

### 札幌市こども誰でも通園制度

**制度概要:** 「札幌市こども誰でも通園制度」は、保護者の就労状況に関わらず一定時間の保育利用や育児相談ができる新制度です<sup>43</sup>。札幌市在住で現在保育園等に通っていない生後6か月～満2歳児（満3歳になる前々日まで）が対象で、月10時間まで預かり利用できます<sup>44</sup> <sup>45</sup>。利用料は1時間300円（所得により減免あり）で、実施施設に直接支払います<sup>46</sup> <sup>47</sup>。

**必要書類:** 利用登録にあたり提出すべき紙の書類は基本ありません。利用希望者はまずWEB上で事前登録を行い、後日施設との面談を経て利用開始となります<sup>48</sup> <sup>49</sup>。就労証明書などの保育必要性を証明する書類提出も不要で、保護者の就労有無は問われません<sup>43</sup> <sup>50</sup>。事前面談時には、お子さんの健康状態や普段の育児状況を確認するため、母子手帳や健康保険証などの提示を求められる場合がありますが、制度申請時点での書類提出はありません。

**申請方法（登録方法）：**オンラインフォームによる事前登録制です。札幌市子ども誰でも通園制度の専用登録フォーム（Graffer社提供）にアクセスし、利用する子どもと保護者の情報を入力・送信します<sup>48</sup>。インターネット環境がない場合はコールセンターへの電話で登録支援を受けることも可能です<sup>51</sup>。登録内容送信後、札幌市にて利用可否の審査が行われ（3～5日程度）、結果がメール通知されます<sup>52</sup>。承認後は案内に従い利用希望施設へ面談予約を行い、施設での事前面談（約30分）を実施します<sup>53</sup>。面談では子どもの普段の様子や留意点のヒアリングが行われ、利用日時を決定します<sup>9</sup>。その後、実際の利用開始日から保育サービスを受けられます。

**書類の入手方法：**紙の申込書は存在せず、登録専用WEBフォームが申請書に相当します<sup>54</sup>。札幌市公式サイトの制度紹介ページにオンラインフォームへのリンクが掲載されており、そちらから直接入力します<sup>55</sup>  
<sup>48</sup>。利用者向けリーフレットや実施施設一覧はPDFでも提供されていますが、申請手続きそのものはオンライン上で完結します。インターネット申請が難しい場合は前述のコールセンター（電話011-350-7368）に相談すれば、職員が代理入力等をサポートします<sup>54</sup>。

**提出方法：**オンライン登録フォーム送信をもって申請となり、その後の書類提出は不要です。登録内容は市役所とコールセンター経由で利用施設にも共有されます<sup>56</sup>。利用開始前に行う施設との事前面談にて、必要事項の確認や説明を受けるとともに、利用契約が結ばれる流れです<sup>49</sup><sup>9</sup>。したがって、従来の紙書類提出ではなく、「オンライン登録」→「メール連絡」→「施設で面談」の手順で手続きが進みます。面談当日に必要な持ち物（子どもの着替えやおむつ類など）は各施設から事前に案内されます。利用後はアンケート協力を依頼される場合があります<sup>57</sup>。

**PDF提供：**申請用紙のPDFはありません。制度の案内資料や実施施設の一覧リストは札幌市サイト上でPDF公開されていますが<sup>58</sup>、利用申請そのものは専用Webフォームで行います。例えば、「令和7年度札幌市子ども誰でも通園制度実施施設一覧」がPDF形式で提供されていますが<sup>58</sup>、これは制度概要の情報提供用です。開発者が自動入力を検討するPDF書類は特に無い点にご留意ください（登録フォームへの直接入力が必要なため）。

**オンライン申請：**本制度はオンライン申請限定のサービスです<sup>48</sup>。マイナポータル等の汎用プラットフォームではなく、札幌市が委託する外部サービス（Graffer社のフォーム）を利用します。スマートフォン・PCから24時間申し込み可能で、電子署名等は不要です（メールアドレス等で本人確認）。したがって、利用希望者はインターネット経由で手続きを完結できます。今後、予約方法の変更予定がある旨も告知されており、制度開始当初に登録した人も後日改めて登録が必要になる場合があります<sup>59</sup>。最新情報は札幌市公式サイトのお知らせを参照してください。

## 企業主導型保育施設（企業主導型保育事業）

**制度概要：**企業主導型保育は、企業が設置・運営する認可外保育施設で、待機児童対策として内閣府主導で開始された制度です<sup>60</sup>。札幌市内にも多数の企業主導型保育園があり、従業員枠の空きがある場合は地域の子どもも受け入れています<sup>61</sup>。利用料は施設ごとに定められ、市の所得連動ではなく子どもの年齢等で決まります<sup>62</sup>。認可外ですが、3～5歳児の無償化や0～2歳の補助適用には条件により市の認定が必要です<sup>63</sup>。

**必要書類：**企業主導型保育所の入園手続きでは、市町村への申請書類提出は不要で、施設と保護者の直接契約となります<sup>64</sup>。必要書類は利用する保育園により多少異なりますが、一般的に以下が求められます。

- ・**入園申込書：**各企業主導型保育園が独自に用意する申込書（園指定様式）。子どもの情報や保護者情報、希望入園日などを記入します。
- ・**保育の必要性に関する書類：**保護者が就労中の場合、多くの施設で勤務先の在職証明書（就労証明書）または雇用証明を求めます<sup>64</sup>。施設によっては市役所が発行する教育・保育給付認定証（2号認定・3号認定の証明書）の提出をもって在職証明の代替とする場合もあります<sup>64</sup><sup>63</sup>（既に認定を受

けている場合はその写しを提示）。保護者全員が就労中でない場合でも入園可能な施設もありますが、その場合でも子どもの年齢に応じた利用料負担で直接契約する形になります。

・**子どもの健康資料:** 入園内定後に、子どもの健康状態や予防接種歴を申告する児童調査票や、健康診断書の提出を求められることがあります（初登園までに園医等が健康診断を実施するケースもあります）。また、健康保険証や母子手帳の写しなど子どもの身分証明・医療情報も確認されます。

**書類の入手方法:** 必要書類は各施設から直接入手します。まず希望する企業主導型保育園に問い合わせ、入園募集状況を確認してください。募集がある場合、園から申込書一式を受け取ります（園によっては窓口で配布、郵送、メール送付、またはWebサイト上でPDFダウンロード提供などの方法があります）。例えば札幌市内のある企業主導型保育園では、園のホームページに各種届出用紙のページを設け、入園申込書類をPDFで公開しています<sup>65</sup>。多くの施設は見学時に紙の申込書を渡してくれる所以、その場で受け取ることも可能です。勤務証明については会社所定の書式がある場合はそれを使用し、ない場合は市の就労証明書様式など一般的な書類に記入してもらう形になります。

**提出方法: 直接施設へ提出します。**園所定の入園申込書に必要事項を記入し、勤務証明書等の必要書類と合わせて各施設の受付に提出します（郵送可と案内する園もありますが、原則対面での確認が多いです）。その後、園が定員状況や提出書類を確認し、入園の可否を決定します<sup>64</sup>。自治体による利用調整は行われないため、申し込んだ園で空きがあれば入園内定となります<sup>62</sup>。入園内定後、園との間で利用契約書を交わし、利用開始日等を決定します。認可保育園と異なり、市役所での手続きや結果通知はありません（利用料の支払方法や保育内容の説明などは園から直接案内されます）。なお、無償化対象となる方は別途市町村に施設等利用給付認定の申請が必要ですが、それは入園後に保護者が行う手続きです。

**PDF提供:** 企業主導型保育園の入園申込書類は各施設ごとに異なるため、市として統一提供されているPDFはありません。ただし各園が独自にPDF形式の書類を用意している場合があります。例えば、前述の園のようにウェブサイト上で入園申込書をダウンロード可能にしているケースもあります<sup>65</sup>。開発者がPDF入力の自動化を検討する際は、ターゲットとする施設ごとの書式を入手する必要があります。一般に企業主導型の各施設は、自園用に簡易な申込書（A4数枚程度）を使用しており、様式は施設HPや見学時の配布資料で確認できます。各企業主導型施設の情報は内閣府の企業主導型保育事業検索ページや札幌市の子育てサイト施設一覧で参照でき、そこから各園HPを確認してください。

**オンライン申請:** 統一的なオンライン申請システムはありません。企業主導型保育園への入園申込は各施設ごとの受付となり、マイナポータル等から電子申請する仕組みは用意されていません（企業主導型は市町村の利用調整対象外のため）<sup>62</sup>。一部の施設ではウェブサイト上に入園仮予約フォームや問い合わせフォームを設けている場合もありますが、正式申込時には紙の申込書類提出が必要です。したがってオンラインで完結することは基本的ではなく、見学や面談を経て契約締結となります。開発者が自動化を考える場合、各園のWebフォームへの入力自動化よりも書式PDFへの入力支援の方が現実的です。ただし、最終的には保護者本人の署名や対面確認が求められる点に留意してください。

## 地域型保育事業（小規模・家庭的保育等）

**制度概要:** 地域型保育事業とは、小規模保育事業所や家庭的保育事業所（保育ママ）等、0～2歳児を対象とした少人数制の保育施設を指します。札幌市ではこれら地域型保育施設も認可保育所等に含まれており、利用申請は認可保育園入所手続きに準じて行われます<sup>15 66</sup>。つまり、小規模保育等を希望する場合でも先述の給付認定等申請書を提出し、市の利用調整（選考）によって入所の可否が決定します。利用できるのは教育・保育給付認定3号（0～2歳で保育を必要とする子）の認定を受けた児童です<sup>15</sup>。

**必要書類・申請方法:** 小規模保育や家庭的保育の申込み必要書類は、認可保育園と同一です。提出書類の一覧・入手方法・提出手段・オンライン対応なども「認可保育園への入園」と同様になります。実際の申請では、希望利用施設欄に小規模保育事業所等の名前を記入して申し込みます（札幌市の申請書では認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所を区別なく第〇希望までまとめて記入します）。保護者は施設を個別に選考する必要はなく、市が一括して選考・利用調整を行います<sup>62</sup>。したがって、必要書類（申請書、就労

証明書類、マイナンバー関係書類等)は前述の認可保育園申請と共通となります。地域型保育事業のみを利用したい場合でも、提出先は各区保健センターであり、手続きの流れも同じです<sup>33</sup>。

**書類の入手・PDF提供:** 認可保育園の手続きに準ずるため、書類入手方法やPDF様式の提供状況も認可保育園と同様です。札幌市公式サイトからダウンロードできる申請書類一式に小規模・家庭的保育向けのものも含まれており、例えば施設等利用給付認定(新2号・新3号)申請も給付認定等申請書で一括して行います<sup>67</sup>。開発者は、認可保育の書類対応を実装すればそのまま地域型保育にも対応できると言えます。

**提出方法・オンライン申請:** 認可保育園入所と一体の扱いのため、郵送提出やオンライン申請(マイナポータル経由)も同様に利用可能です<sup>39</sup>。例えば小規模保育所を第一希望に申し込む場合でも、マイナポータル上では給付認定2・3号申請として電子申請できます。オンライン申請後の書類提出や連絡フローも前述のとおりです<sup>38</sup>。なお、地域型保育事業所の募集状況(空き状況)は市ホームページの入所月報や各区役所への問い合わせで確認できます<sup>68</sup>。

**補足:** 地域型保育事業にはこの他、一時預かり事業や病児保育・ファミリーサポート等のサービスも含まれますが、これらは主に直接施設へ申し込む形となります(ファミサポは会員登録制など)ので、本回答では主に定期利用の小規模系施設について言及しています。開発者が想定するPDF入力の自動化対象がどの書類になるかにもありますが、基本的に認可・地域型は同じフォーマット、企業主導型と一時保育は各施設固有フォーマットとなる点に留意してください。

**参考資料:** 札幌市子育てサイト「認可保育所等入所手続きについて」<sup>17</sup><sup>25</sup>、札幌市子育てサイト「一時的な預かり」<sup>2</sup>、札幌市子育てサイト「こども誰でも通園制度」<sup>48</sup>、企業主導型保育施設のQA例<sup>64</sup>などをもとに取りまとめました。不明点は各制度の所管部署(区役所担当課やコールセンター等)へお問い合わせください。以上が、札幌市における各種保育制度利用申請時の必要書類および申請方法の網羅的なまとめとなります。<sup>2</sup><sup>38</sup>

1 3 6 maeda-hoikuen.jp

<https://maeda-hoikuen.jp/data/info/PDF/321.pdf?20230120012152>

2 4 5 8 10 11 認定こども園・幼稚園・保育所での一時的な預かり／札幌市子育てサイト

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/ichiji/927.html>

7 [PDF]一時預かり保育ご利用案内 - 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル

[https://www.smwh.or.jp/nursery\\_school/data/print1.pdf](https://www.smwh.or.jp/nursery_school/data/print1.pdf)

9 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 札幌市こども誰でも通園制度／札幌市子育てサイト

<http://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/13027.html>

12 13 34 35 札幌市保育園申込書の書き方から合格まで完全解説！|地元在住ライターによる地域情報メディア『ローカログ』

<https://local-media.heteml.net/archives/36722>

14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 36 37 66 68 認可保育所等への入所手続きについて／札幌市子育てサイト

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/ninka/835.html>

38 39 40 【北海道札幌市】給付認定等申請書(2・3号用)の手続詳細説明画面 | ぴったりサービス

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?WsJjiNS3qXifsbvQgdKQfieOWPg3ZA9Q5vp8Gow0vSWlxuhdgz65y4o+5h+mfk3Mq08tyxWR1tQcbLKw4JyL1eF7f7w2EeOcfBlHbfBlsiazCy4QXjU1KHN6>

④1 〔北海道札幌市〕世帯状況届の手続詳細説明画面 | ぴったりサービス

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?>

WsJjiNS3qXifsbvQgdKQfieOWPg3ZA9Q5vp8Gow0vSWlxuhdgz65y4o+5h+mfk35N+yqanElBEv6SoUJOiZ9p1uK5ie7il9HRBzG4/  
fZW9cB5K4IPObxlTEedUfWIJ8GReD93QaxM67PCVNC8XDUT1J+SQPJ2w0cOCvCTLAx6dU2AzUr5fBMyL9zdG+byf7UW/xS/  
22XVYpL/51g5k9UhFYbeOapsOSCeExdHbnijHe+vn3MKUEMIO1GFEo0cD1

④2 北海道札幌市白石区 | 保育施設の利用申込 - Yahoo!くらし

<https://kurashi.yahoo.co.jp/procedure/details/113003?cityId=01104>

⑥0 ⑥1 ⑥2 ⑥3 ⑥4 ⑥5 企業主導型保育事業 | 札幌モンテッソーリこどもの家 南1条

<https://www.sapporo-montessori.com/minami-1jo/>

⑥7 [PDF] 納付認定申請書

[https://www.aiiku-hoikuen.com/pdf/nyuennituite\\_03.pdf](https://www.aiiku-hoikuen.com/pdf/nyuennituite_03.pdf)